

『議会と語る会』開催次第

- 受付開始 午後 6 時 30 分 ～
進行 井原議員
- 開 会 午後 7 時 00 分
- あいさつ 下平議長
- 日程説明
- 経過報告 松下 議会改革検討委員長 午後 7 時 10 分 ～
(分散会テーブルに移動)
(司会・記録は進行が紹介)
- 分散会開始 午後 7 時 30 分
～ 午後 8 時 00 分
(分散会終了後、開会時の椅子に移動)
- 分散会報告 午後 8 時 15 分
～ 午後 8 時 30 分
- 全体会開始 午後 8 時 30 分
～ 午後 9 時 00 分
- 皆様へのお礼 平澤 議会改革検討副委員長
午後 9 時 05 分
- 閉 会

豊丘村議会

令和元年 8 月 6 日 (火)

「ゆめあるて」 大ホール於

「議会と語る会」開く 定数・報酬について村民の声は

議会改革検討委員会委員長 川野孝子

いよいよ今の議員の任期も残すところわずかとなった。この4年間様々な議会改革に取り組んできた。改革の真の目的は豊丘村議会の開かれた姿を村民に示し、議会活動に理解を深めてもらうことにあった。又、村民が行政に、議会に何を望んでいるかを的確に把握し対応する力を付けることが大切なことと考える。議会をより身近なものとして関心を深めてもらうため、議会だよりモニター、議会モニターを設置し様々な意見も頂いてきた。

こうした中この2年間は特に議員定数、報酬をどうするかといった大きなテーマについて集中審議してきた。14名の議員が今までの活動の中で定数、報酬についてどう思っているのかを、ひとりひとりから意見を出してもらい意見交換をした。定数について現状の14名でいくべき。近隣の町村と比較する中、減らすべき等大きく2つに分かれた。報酬についても現状で良い。議員活動をしっかりやるには今の報酬は安い。増額を望む、等こちらも2つに分かれた。改革の委員長として定数

報酬について議会としての一本化に努めることはせず、ひとりひとりの思いを尊重し定数報酬共に2つの意見を村民に示し、意見を頂きたいと「議会と語る会」を計画した。11月17日(土)に開かれたこの会には約20名の村民が参加して率直な意見や議会に対して、叱咤激励等を頂き本当にありがたいと思った。定数について

村民の意見は
①議会の活発な討論が必要なので減らすべきではない。
②少数の意見が通りにくくなる。
等が現状維持の主な意見。
報酬が必要の意見には
①議員のなり手が無いような状態は避けるべき。
②2〜3万の増額が良い。等
村民の意見も定数報酬共に2つに分かれ

減員が必要の意見には
①近隣の町村と比べると多い。
②定数を2名減らし報酬を上げる。
等現状維持が減員必要を少し上回った。
報酬について
現状維持の意見として
①月額を上げると年総額が大幅に上がると思う。
②安いとも高いとも言えない。
増額が必要の意見として
①議員のなり手が無いような状態は避けるべき。
②2〜3万の増額が良い。等

2018.11.17 議会と語る会 参加者意見集計

議員報酬 ①現状維持 6人	議員報酬 ②増額が必要 12人
<ul style="list-style-type: none"> 議員活動を積極的に進める上で増額が必要であるならば増でかまわないが、月額を上げると年総額が大幅に上がるような気がする。 「報酬増なら定数減」なら村民の理解が得られるかもしれないが、個人的には報酬と定数は別もので、セットで考える事ではないと思う。私は定数維持。 現状。 現状～阿智並み。 総額から考えれば現状維持。 報酬は現状維持。 現状維持。安いとも高いとも言えない(分からない)ので…。 	<ul style="list-style-type: none"> +αしてもよい。年額を明確に。 増額が必要→3人。 ・(減員前提として) その分、増額してやり手を増やすべき。 ・報酬アップ必要。 ・数万円増。 ・議員報酬については、増額は必要と思われる。議員のなり手が無いような状態は避けるべき。 ・定数を減員した場合、報酬の増額。2〜3万位。 ・増額必要。近隣町村との比較で決める必要はない。 ・報酬について。2〜3万増額。 ・議員定数減の条件として議員活動を増し、報酬を増。
議員定数 ①現状維持 10人	議員定数 ②減員が必要 6人
<ul style="list-style-type: none"> 少数の意見が通りにくくなる。村長の方向にかたむいてしまうキケンがある。 現状維持(区の負担が大きい分) 豊丘村広いので現在人数必要 現状。14名は、必要人員と考える。 現状維持。仕事量に見合う人数だと考えるから。 議会の活発な討論が必要なので、現状より減らすべきではない。 現状維持 定数について現状でいい。変更する場合は全会一致で。 現状維持で良い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・定員2名減、12名が良い。(報酬費を上げた中で) ・近隣町村とのバランス。14→12人がいいと思う。 ・定数減。10名位。 ・議員定数は2名減の12名とすることもやむを得ない状況ではないか。豊丘の議会は他に比べじっくり議論をつくりたい。 ・わからない。 ・近隣の村と比較すれば多い。減員していくべき。減員した分地域関係なく広く村民と接していただきたい。

た。この結果を議員ひとりひとりがしっかりと受けとめ自分の思いを村民の声と併せて結論

を出し12月定例議会に臨むことにした。

村長発言に関する経過と今後の対応

〈議会と語る会〉

豊丘村議会

I これまでの経過

1 改選後初議会の村長発言(5月9日)

〈物言わぬ村民の声を代弁する〉

- ① 議員選挙が無投票で、ポスターを貼らないなど楽々当選の議員 ⇒ 定数削減しなかったのは間違い。
- ② 下平前議長は「選挙になれば出ない、無投票ならでて議長選にでるといふ。この論理は理解できない」
- ③ 議会改革で、常任委員会の役割を縮小すれば、議員削減と報酬アップができる等。

2 抗議文提出(6月4日)

- ① 5月20・31日に対応を協議し、発言内容は「首長と議会の基本原則である二元代表制を踏み越えたもので看過できない」旨の別紙②抗議文を、全議員署名で提出。(二元代表制は別紙①)
- ② 協議の中では、抗議書の提出に慎重な立場の議員から「定数削減に賛成したのものとしては署名に抵抗ある」旨の発言であるが、議会決議を否定されるような発言には毅然とした態度をとるべきで一致し、全議員署名で提出する。

3 6月議会開会日の村長発言(6月5日)

- ① 6月4日、村民ゴルフ大会懇親会あいさつで議員定数について聞いた結果では、9割以上の方が私に賛同してくれた。
- ② 村長の不信任決議をしてもかまわない、議会を解散して再選挙にする。
- ③ 議会は発言を問題視して審議中断。議会運営委員会・全員協議会を開催して対応を協議。様々な意見が出され、その一部は次のとおり。
 - イ 挑発に呼応し再選挙となれば、山積する村政課題を放置する。
 - ロ 本日、結審する予定の国民健康保険税条例の一部改正議案は、本日中午に結審しなければ今月からの徴収ができない。
 - ハ 一般質問で追及することが必要。
 - ニ 議会は村民生活を第一に考え、粛々と審議する必要がある。
 - ホ この件は住民の皆さんに説明する必要がある。時間かけて冷静に対処すべき。
- ④ 協議の結果、副議長と議会運営委員長が、副村長・総務課長へ次の申し入れを行う。
 - イ 二元代表制を否定された状況下では審議に應ずべきでないが、議会としては冷静に判断し、本日予定されている議案は粛々と審議する。
 - ロ 村長には、今後の言動に十分留意するように伝えて欲しい。
- ⑤ 審議再開

4 一般質問(6月17・18日)

① 川野議員の質問に対して「議会の皆さんに迷惑をかけたことをお詫びする。二元代表制に鑑み議員定数に関する発言は取り消す」と回答。

なお、「本来の趣旨は議員選挙の出馬の在り方と、その後の顛末が分かりにくい」等の発言。

② 松下議員の撤回する部分は何の点かとの問いに「二元代表制について議員定数と議長選挙の結果」について踏み込み過ぎている。「常任委員会の機能縮小云々について指摘があるが、これについても踏み込み過ぎている」

③ 村長として「議会議決に関して何もいえないとは考えていない」とも発言

5 6月議会最終日の村長発言(6月25日)

① 議員選挙の無投票当選に関する踏み込み過ぎた発言により、マスコミ等で大騒ぎとなり、村民の皆様にお詫びする。

② 無投票当選に関する議会の対応は、不透明な顛末を放置して説明責任を果たしていない。多くの村民は怒りと疑問を抱いている。

II 議会の見解と今後の対応

1 嚴重抗議に対しては、一般質問の答弁で「二元代表制を尊重する立場から発言の撤回と謝罪がなされた」と確認する。

2 村長提出議案以外の議員発議に対する村長として発言の在り方については、なお考え方の違いがあるため、今後勉強会を開き検討することとする。

3 今後、議員定数を現状維持とした議決責任・説明責任は、議会基本条例に則り果たしていく。

4 選挙の出馬・選挙活動及び議長選挙に関する発言について

① 出馬の経過と選挙活動

イ 関係議員のうち1人の議員からは詳細説明がなされている。

ロ ポスター掲示などの選挙活動は、基本は各議員の自主判断によるが「有権者への公約や出馬の周知の点で、何も活動しなかったことには疑問がある」等の意見が出されている。

② 議長選挙

イ 最も相応しいリーダーとして全議員の投票結果による。

ロ 任期は、これまで議員任期(4年間)としていたものを、申し合わせにより2年間とする。

5 今後の対応

① 語る会(住民説明会)を早期に開催して、経過報告とご意見をお聞きする機会を設定する。

② 今後4年間、真の地方自治実現と定数14名でよかったといえる議会活動を行います。叱咤激励をお願いします。

別紙資料

二元代表制の概要

地方自治体の首長と議会議員は、住民が直接選挙によって選ぶ制度のこと。（憲法 93 条）

1 制度の特徴

- ① 首長・議会ともに住民を代表する。
- ② 首長と議会が相互の抑制と均衡を保ち、対等の機関として地方自治体の運営の基本方針を決める。

2 それぞれの権限（地方自治法）

- 首長 … 予算案・条例案等の議案提出権と執行権
- 議会 … 議案の議決権と議決後の監視等

豊丘村長 下平 喜隆 様

初議会における村長発言について

去る5月9日開催の令和元年第1回臨時会における冒頭の村長発言は、地方自治体運営の基本原則である「二元代表制」の一役を担う議会活動の分野に大きく踏み込んだ内容であり、到底看過することのできないものです。

具体的には議員定数に関する発言です。私たちは、これまで議会内外において様々な検討を重ね、その結果を全村民との語る会にて報告し検討していただき、それらを総合的に勘案の上、昨年12月20日開催の第4回定例会で村民の代表たる議員が熟慮を重ね表決した結果です。現行制度のもとで村民参加はできませんが、議決責任や説明責任は各議員の責務として課せられており果たさなければならないことは自明の理です。

また、議会改革についても具体的な言及がされており、この点も問題があります。

むろん、個人の表現の自由は憲法にも保証された権利ですが、立場と場所をわきまえた上で行使することが必要ではないでしょうか。

今回の発言は、そうしたことを勘案したとは思えないものであり、加えて改選後初議会の冒頭発言としては極めて不適切なものとして、嚴重に抗議するものです。

今回の発言によって、「二元代表制」の大原則を侵害された現状のままでは良好な関係が保たれません。ついては、発言の撤回と謝罪を求めます。

村政課題は山積しております。私たちは、早期に正常な関係に復することができることを願っています。

令和元年 6月 4日